

特定事業所集中減算について～よくある質問～

※平成27年9月1日以降の取扱い

- Q 1** 様式1及び様式2はどのように作成すればよいのですか。
- A 1** 給付管理を行った利用者について、対象サービスごとに作成してください。
- Q 2** すべての指定居宅サービス及び指定地域密着型サービスが対象となりますか。
- A 2** 居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売、介護予防サービスを除くすべての指定居宅サービス及び指定地域密着型サービスが対象となります。なお、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、利用期間を定めて行うものに限ります。
- Q 3** 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域や利用者の日常生活圏域内における、サービス種類ごとの事業所数に、みなし指定（※表1に掲げるもの。以下同じ。）の事業所は含まれますか。
- A 3** 下記の条件に合致するみなし指定事業所は、事業所数に含まれます。
- ・ 請求実績判定期間（特定事業所集中減算の前期判定期間については、前期判定期間の始期の14ヶ月前から6ヶ月間（1月1日～6月30日）、後期判定期間については、後期判定期間の始期の14ヶ月前から6ヶ月間（7月1日～12月31日）において、一度でも介護給付費の請求があったみなし指定事業所
- 例）平成28年度前期判定期間（平成28年3月1日～平成28年8月31日）については、請求実績判定期間は、平成27年1月1日～平成27年6月30日となり、後期判定期間（平成28年9月1日～平成29年2月28日）については、請求実績判定期間は、平成27年7月1日～平成27年12月31日となります。
- なお、上記の条件に合致するみなし指定事業所については、「かがわ介護保険情報ネット」で様式等が掲載されているページにある「平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月に請求実績のあるみなし指定事業所一覧」を参照してください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/housyuu/housyuu-gensan.html>

※表 1

法律	事業者	みなし指定となるサービス
健康保険法	・保険医療機関 (病院・診療所)	居宅療養管理指導※／訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション
	・保険薬局	居宅療養管理指導※
介護保険法	・介護老人保健施設	短期入所療養介護／通所リハビリテーション
	・介護療養型医療施設	短期入所療養介護

(介護保険法第71条、第72条、介護保険法施行規則第127条、第128条)

※居宅療養管理指導については、特定事業所集中減算の対象外。

Q 4 様式2の、「サービスごとの計画件数」とは何ですか。

A 4 様式1で算出された、実際に給付管理を行った実利用者数(=居宅サービス計画件数)のことです。

Q 5 例えば5月請求で間に合わずに、8月分と一緒に請求した場合、どの月の請求分と考えればよいですか。

A 5 5月請求で間に合わなかった分については、5月請求分と考えてください。

Q 6 様式2で、計Aと計Bが一致しませんが大丈夫でしょうか。

A 6 必ずしも利用者一人に一事業所とは限らないので、一致しないこともあります。計Aは給付管理を行った実利用者数(=居宅サービス計画件数)を、計Bはサービス事業所開設法人ごとの件数を足してください。

Q 7 判定した結果が80%を超えている場合でも、正当な理由に該当していれば様式を提出しなくてもかまいませんか。

A 7 正当な理由の有無に関わらず、80%を超えている場合は必ず提出してください。

Q 8 「80%を超える」とは、具体的にどういうことですか。

A 8 小数点第2位以下四捨五入して、80.0%より数字が大きくなるということです。

例) ①79.99→80.0%……80%を超えない

②80.04→80.0%……80%を超えない

③80.05→80.1%……80%を超える

Q 9 「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて」の別紙にある「日常生活圏域」とは何ですか。

A 9 高齢者が住みなれた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

「かがわ介護保険情報ネット」で様式等が掲載されているページにある「日常生活圏域一覧」を参照してください。圏域内の事業所数により、正当な理由と認められる場合がありますので、様式1 の欄に必ず記入してください。

(<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/housyuu/housyuu-gensan.html>)

なお、「利用者の日常生活圏域内」とは、「当該利用者の住民票がある住所」、ではなく、「当該利用者が実際に居住している住所」での取り扱いとなります。

Q 1 0 「5事業所未満」や「20件以下」などの具体的な取扱を教えてください。

A 1 0 「未満」はその数が含まれず、「以下（以上）」はその数が含まれます。すなわち、「5事業所未満」＝「4事業所以下」…0～4事業所
「20件以下」…0～20件 となります。